

令和8年4月から 資源物(プラスチック)の分別が変わります

相馬市では令和8年4月より資源物(プラスチック)の分別回収の見直しを行います。

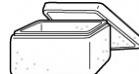
集められたプラスチックは新たなプラスチック製品などに生まれ変わります。分別・リサイクルにご協力をお願いします。

これまで資源物(プラスチック)として回収していた物

プラスチック製容器
(のついている容器)



発泡スチロール製トレイ・箱



PS

一緒に
資源物
の袋に

令和8年4月から新たに資源物として回収できる物

新規

素材が100%プラスチック使用製品
(プラスチック製スプーン・コップ・ケース・
CD・おもちゃのブロック・虫かご等)

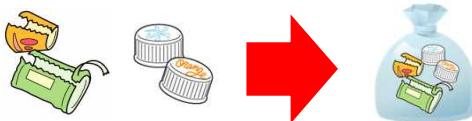
※1辺が30cm未満の物に限る

(30cmより小さく切れば可)

※汚れがついた物や金属・ゴム等の
プラスチック以外の素材が付いた物は、
資源物では出せません

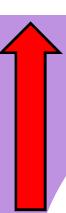


ペットボトルのラベルとキャップ
ラベルとキャップのみを
透明・半透明の袋にまとめて
資源物(プラスチックと一緒に)
の袋に入れる



★ペットボトルはこれまで通り
ペットボトルだけの袋で
出してください





約30cm（この長さ以内なら、資源物として資源物回収の日に出せます）

資源物（プラスチック）の出し方のルール

資源物（プラスチック）として一緒に袋に入れられる物

- ①プラスチック製容器（包のついている容器）
- ②発泡スチロール製トレイ・箱
- ③ペットボトルのラベルとキャップ
 - ・透明、半透明の袋にまとめて入れる
- ④素材が100%プラスチック使用製品
 - ・金属、ゴム等のプラスチック以外の素材が付いていないこと
 - ・1辺が30cm未満であること
 - ・素材の厚さが5mm未満であること（軽い力で割れる、曲がる物は厚さ5mm以上でも出せます）



★汚れが落ちない物は、出せません

- ①②③の、汚れている物は燃やごみへ
- ④の、汚れている物は燃やさないごみへ

出してください

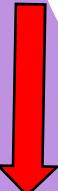
★ペットボトルとは別の袋に入れ、一緒にしないで

ください

（汚れたペットボトルは燃やごみへ）

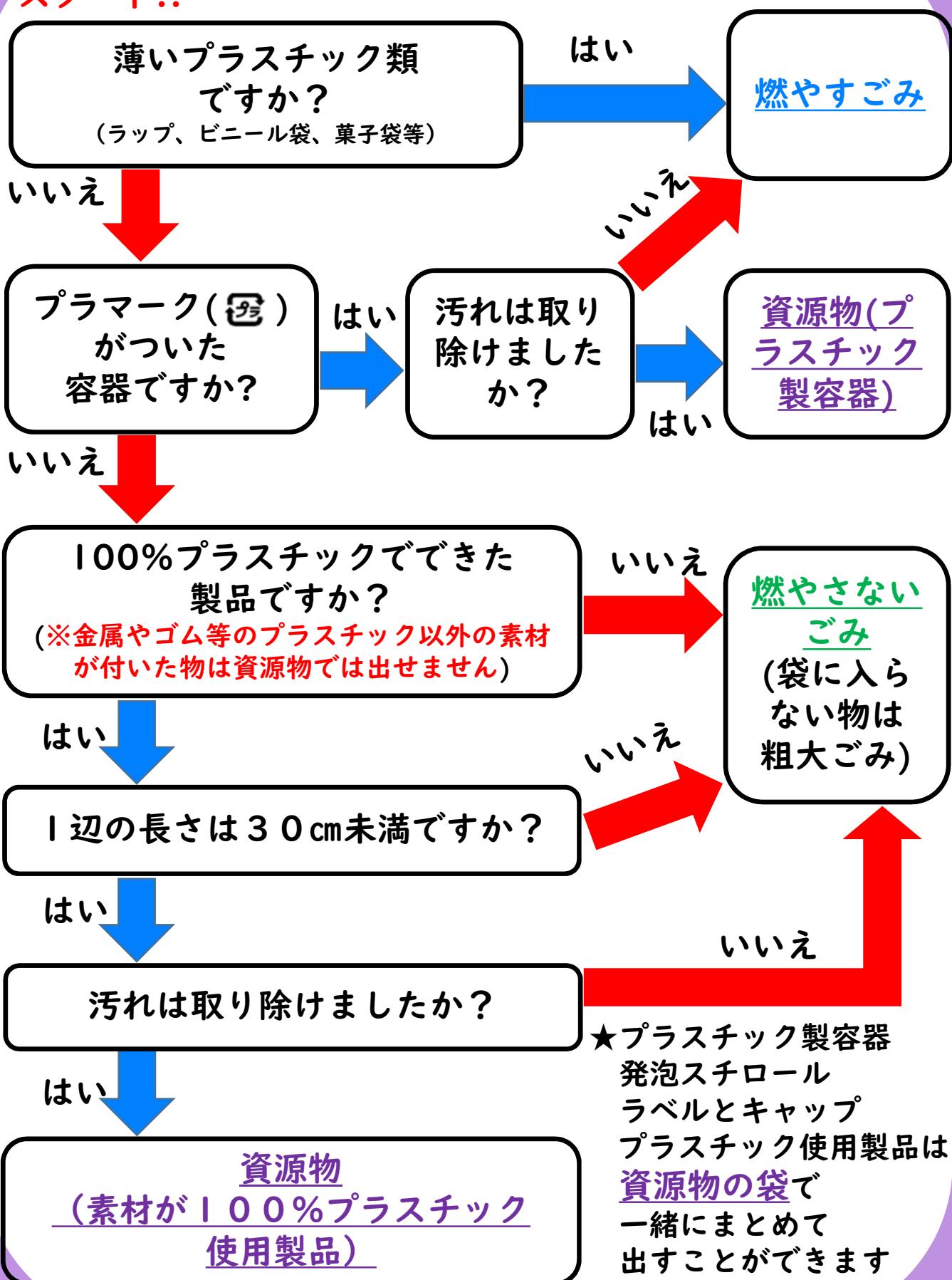
資源物として回収できない品目

- ・プラスチック以外の素材がついている物
- ・広げた状態で1辺が30cm以上の物
- ・まな板のような厚さが5mm以上で固い物
- ・充電式電池及び充電式電池内蔵製品
- ・ライター、カミソリ、刃物などの危険物
- ・在宅医療用品など



資源物(プラスチック)の分別方法(見分け方)

スタート!!



★プラスチック製容器
発泡スチロール
ラベルとキャップ
プラスチック使用製品は
資源物の袋で
一緒にまとめて
出すことができます

プラスチック使用製品を出す前にご確認ください

①プラスチック以外の物が付いていませんか？

プラスチック以外の素材でできた製品やねじ・ゴムなど
プラスチック以外の素材が付いている物は、資源物として出せません。ラベルやシールが剥がせない場合は、付いたまま資源物に出せます。

②ひどい汚れが付いていませんか？

油などの汚れが落ちない物は、資源物として出せません。水洗いしても落ちない場合は、本紙の「資源物の分別方法(見分け方)」により適切に処理してください。

③資源物として出せる大きさですか？

プラスチック資源に出せるのは、1辺が30cm未満の物です。30cmより大きい物は、30cm未満に切れば資源物として出せます。切れない物は、袋に入れば燃やさないごみ、袋に入らなければ粗大ごみとなります。

④入れてはいけない物ではありませんか？

充電池が内蔵されている物（ハンディファン・電子たばこ等）は、収集・処理の際に火災の原因となるため、絶対にごみステーションに出さないでください。火災が発生すると、ごみの収集ができなくなる危険性があります。
充電池内蔵の製品は、以下の方法で処理してください。

- ①相馬リサイクルセンターに持ち込む（有料となります）
- ②リサイクル協力店(家電量販店等)に持ち込む

その他ご不明な点は以下までご連絡ください

相馬市 生活環境課 生活環境係 TEL 0244-37-2143

